○国土交通省告示第千二百三十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
7KRE	126653	第六十三恵比須丸	23. 10. 7
JFDH	132091	土佐海援丸	23. 10. 3
JLAV	119247	みさき	23. 10. 25
JPTN	132191	第一明神丸	23. 10. 3
JREM	132262	第二十一権栄丸	23. 10. 26
JE3024	130874	第一榮丸	23. 10. 4
JG3820	121780	さんよう	23. 10. 20
JG4389	126851	第一若三代	23. 10. 20
JG4748	130225	かつらぎ	23. 10. 17
JG4841	130271	第三十勇盛丸	23. 10. 11
JG5315	134354	第二十六対州丸	23. 10. 13
JH3143	128494	いせじ	23. 10. 6
JH3335	133250	かしま	23. 10. 7
JI3146	125149	第十八きさ丸	23. 10. 17
JI3439	131687	すおう	23. 10. 17
JJ2758	112568	第五三和丸	23. 10. 27
JJ3314	125219	くすのき	23. 10. 12
JK5381	134112	第八明豊丸	23. 10. 27
JL5771	129930	ひかり丸	23. 10. 20
JL5888	131457	てつりゅう	23. 10. 3
JL6154	134854	第三翔和丸	23. 10. 11
JM3789	117070	力丸	23. 10. 11
JM5403	127714	第一幸風丸	23. 10. 28
JM5554	127894	第二十一新東丸	23. 10. 25
JM5583	129406	第五大宝丸	23. 10. 14
JM6150	132725	大和丸	23. 10. 14

○国土交通省告示第千二百三十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
			平成
3469	132262	第二十一権栄丸	11. 9. 1
10918	136758	3号野毛丸	11. 12. 20
1163	131893	第八十八豊清丸	12. 1. 26
A091136	130310	第五十八憲洋丸	21. 2. 26

○環境省告示第百四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第四十五条の規定に基づき、風景地保護協定を認可したので、同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　風景地保護協定の名称

湯の丸高原風景地保護協定

二　風景地保護協定区域

群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字湯の丸山一〇五三番四〇の一部

三　風景地保護協定の有効期間

平成二十三年十一月十五日から平成四十三年十一月十四日まで

四　風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

公園管理団体特定非営利活動法人浅間山麓国際自然学校は、次に掲げるところにより、自然の風景地の管理を行うものとする。

㈠　当該土地における自然の風景地及び生物多様性の保全上支障となっているズミ、カラマツ等の木竹の伐採又は整枝、ササの刈り払い、当該土地に生息する希少種のミヤマシロチョウ等の動物の生息環境の回復又は保全のための植樹又は整枝、その他当該土地における自然の風景地及び生物多様性を保全するために必要なこと。

㈡　五に定める施設の維持又は修繕に関すること。

㈢　当該土地内の堆積物の除去、清掃、その他当該土地の清潔の保持に関すること。

㈣　㈠から㈢までに定める行為の遂行に支障のない範囲で、当該土地の所有者の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること。

五　風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設

自然の風景地の管理に必要となる管理用通路、さく等

六　風景地保護協定の縦覧場所

環境省自然環境局国立公園課及び長野自然環境事務所

国会事項

衆議院

選出通知

十一月二十四日本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

平沢　勝栄

同予備委員

石関　貴史（川内博史の予備委員）

太田　和美（辻惠の予備委員）

近藤三津枝（平沢勝栄の予備委員）

指名通知

十一月二十四日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員茂木敏充を指名した旨内閣に通知した。

議案送付

十一月二十四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

十一月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農家の安心に資する農業共済事業に関する質問主意書（木村太郎提出）

冤罪の定義に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

いわゆる郵便不正事件に係る国家賠償等に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

会議

十一月二十五日（金曜日）午前十時　本会議

議案受領

十一月二十四日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第二号、衆議院継続審査）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第四号）

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（閣法第三号）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第四号、衆議院継続審査）

また、同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

質問主意書提出

十一月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の教育分野への影響に関する質問主意書（上野通子提出）（第三五号）

高校生の留学政策の転換に関する質問主意書（上野通子提出）（第三六号）

朝鮮総連と朝鮮学校の関係などに関する質問主意書（義家弘介提出）（第三七号）

質問主意書転送

十一月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する質問主意書（藤井基之提出）（第三〇号）

障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書（横山信一提出）（第三一号）

放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書（藤井基之提出）（第三二号）